

令和3年 第3回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和3年3月25日 午後1時58分から3時30分

2. 開催場所 坂戸市全員協議会室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	高橋 光行	出		7	黒川 英巳	出	
2	林 真由美	出		8	根本 武男	出	
3	市川 武夫	出		9	小島 保	出	
4	石川 猛	出		10	松永 貴夫	出	
5	中里 和子	出		11	齊藤 貴作	出	
6	武藤 恭久	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	宇津木 一昭	出		16	齊藤 直志	出	
13	鹿ノ戸 健次	出		17	山崎 好典	出	
14	栗原 昇	出		18	亀田 康好	出	
15	清水 定人	出		19	森田 和夫	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	田隴 佳秀	係長	林 信久
課長補佐	川島 豪	主任	藤野 泰弘

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和3年第3回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 松永 貴夫 委員 齊藤 貴作

11. 議決事項及び議事の要領

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請の1番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1、2番案件は、譲渡人の父親の死亡に伴い、申請地域内で農業経営を行っている父親の弟に申請地を譲渡するもので、2番案件の申請地には抵当権がついているため別扱いの申請としたものです。譲受人の父親は、坂戸市島田の出身で農家の長男であったため、農地を相続しましたが川口市で会社経営をしていたため、実家の農地はすべて譲受人が耕作していました。会社が倒産し、財産処分し債務返済に充当するため限定承認の申し立てを裁判所に行ったところ審判が決定し、抵当権が設定されている農地については相続人共有名義で、設定されていない農地については、譲渡人を相続財産管理人として申請地を処分し債務返済に充当するため申請に至ったものです。

なお、本案件に関して、譲渡人の父親の所有農地については、3回に分けて譲受人の贈与する計画で、そのうち2回分については、3条許可を得て所有権を移転していますが、最後の1回分について申請を行う前に死亡してしまったため、贈与ではなく売買として今回の申請に至ったものです。現地確認の結果、狭小で耕作困難な農地もありましたが耕作が可能な農地については適正に管理されていました。

また、譲受人は認定農業者で大規模に農業経営を行っており、申請地の権利移転は、農地法第3条第2項の不許可要件に該当しないため、農地法第3条の許可の基準を満たしていると考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。1、2番案件 勝呂地区 宇津木推進委員（申請地の写真をスクリーンに映して説明）

委 員 1、2番案件は、譲受人が同一のため一括し説明します。譲受人は、譲渡人の叔父になります。譲渡人は父親が亡くなり農地を3人で相続しましたが、いずれも申請地に遠く耕作が難しい状況であります。また、譲渡人の父親も川口市に住んでいたため、農地の管理については、実家の近くに住む譲受人である弟が耕作をしていました。譲受人は、島田地区周辺で大規模に農業経営を行っていることから、相続人と協議し今回の申請に至ったものです。

以上のことから、小委員会では当該申請については問題ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 質疑等はございますか。

委 員 1番案件の譲渡人は相続財産管理人となっているが裁判所選任の管理人か。

事務局 1番案件については、債務整理に際し相続人から相続放棄の申し出があったため、裁判所の選任により譲渡人が相続財産管理人に選任されたものです。一方、2番案件については、申請地を含め抵当権が設定されている不動産については、3人の共有名義で相続したものです。

委 員 相続放棄については、一部放棄は認められないと思うが、相続財産管理人は裁判所の選任によるものか。

事務局 今回の案件については、裁判所の限定承認の審判の決定をもって相続財産管理人を選任したものです。

委 員 前2回の譲渡については、贈与により所有権移転をしたが、今回の申請分については、相手が死亡してしまったため、売買による所有権移転による申請となったとの説明だったがその説明で良いか。

事務局 ご指摘のとおりです。

議 長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

農地法第3条の規定による許可申請については、許可と決定したいと思います、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案9号は許可と決定します。

第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請の1から4番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の譲受人は、鶴ヶ島市内のアパートで妻と3人の子供と生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、手狭になったため自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、東松山の妻の実家への行き来がしやすいこと、子供が通園している鶴ヶ島市の幼稚園へ約1kmで送迎が可能であること及び3台分の駐車場が設置できること等です。現地調査の結果、申請地内にドラム缶が放置されていたため、撤去するよう指導しました。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は10ha未満の集団的に存在する農地内に位置するため第2種農地と判断されます。

また、一般基準は、資力については、全額融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は合併浄化槽を経て水路放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから、本案件は、農地法第5条第2項の不許可要件に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の譲受人は、坂戸市内のアパートで妻と3人の子供と生活していますが、家財道具が増え、手狭になったため自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、鶴ヶ島市の勤務先まで車通勤が可能なこと、片柳の実家までの行き来が容易なこと、生活環境があまり変わらないこと及び3台分の駐車場が設置できること等です。現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は10ha未満の集団的に存在する農地内に位置するため第2種農地と判断されます。

また、一般基準は、資力については、全額融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから、本案件は、農地法第5条第2項の不許可要件に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の譲受人は、川越市内のアパートで妻と子供の3人で生活していますが、子供が生まれ家財道具等が増え、手狭になったため自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、家族ぐるみの付き合いをしている友人が坂戸市内にいて、坂戸西スマートICが近くにあり茨城県の実家との行き来に便利であること、自然が豊かで子育てしやすい環境であるとともに商業施設が近くにあり便利であること及び3台分の駐車場が設置できること等です。現地調査の結果、申請地内に砂利及び鉄板があったため、撤去するよう指導しました。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は10ha未満の集団的に存在する農地内に位置するため第2種農地と判断されます。

また、一般基準は、資力については、自己資金及び融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は合併浄化槽を経て水路放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから、本案件は、農地法第5条第2項の不許可要件に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4番案件の譲受人は、飯能市の妻の実家に妻と子供4人と両親の8人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、毛呂山町の勤務先までの通勤時間が25分程度短縮できること、毛呂山町の姉の家との行き来が容易であること、学校や商業施設が近くであり生活環境が良いこと及び3台分の駐車場が設置できる等です。現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は10ha未満の集団的に存在する農地内に位置するため第2種農地と判断されます。

また、一般基準では、資力については、全額融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから、本案件は、農地法第5条第2項の不許可要件に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 坂戸地区 鹿ノ戸委員 2番 坂戸地区 松永委員 3、4番 入西地区 齊藤委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の申請地は家庭菜園として野菜を栽培していました。申請地は、先月審議した申請地の一つ置いた農地となります。南側には住宅が建っています。北側は水路であることから近隣農地への影響はありません。小委員会では、転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委員 2番案件は、先月審議した申請地のとなりの農地です。譲受人の父親が昨年亡くなり、農地を相続しましたが農業経験が無いため順次農地を処分しております。申請地は、住宅に囲まれた独立した農地であり、近隣農地の耕作に支障を及ぼすおそれはないことから、小委員会では、転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委員 3、4番案件については、譲渡人が同一であり、隣接地でもあるため一括して説明させていただきます。譲渡人は、申請地の他に入西地内に田や畑を所有していますが、ほとんど耕作していない状況で、何度か自己用住宅に農地を転用しています。今回の申請地は、6区画分譲のうちの2区画で既に住宅が建築された区画もあります。申請地に隣接した農地もございしますが、生活排水は合併浄化槽で処理し側溝へ排水する計画となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはなく、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議長 質疑等はございますか。

議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案10号は許可相当と決定します。

議案第11号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について

議長 議案第11号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について審議します。本案件は、鹿ノ戸推進委員に係る案件です。推進委員は坂戸市農業委員会会議規則第10条の規程に基づく議事参与の制限に該当しないとされておりますが、推進委員は審議の席で意見を述べるができるため、議事参与の制限の例にならい関係者の鹿ノ戸推進委員には、退席をお願いします。

(鹿ノ戸委員退席)

事務局より説明をお願いします。

事務局 申請人は脱サラをし、新規就農を目指し平成31年4月に、「いるま野明日の農業担い手育成塾」研修生の認定を受け、坂戸市中富町地内の研修圃場で2年間の研修を行いました。

2月に開催の明日の農業担い手育成塾連絡会議において、申請人の研修終了審査が行われ、研修終了認定要件のすべてを満たしたため、研修の終了が認定されました。

このため、今後は農業者として農業経営を目指すこととなりますが、申請人は自己所有地が無いため研修圃場を借受け、農業経営を行うものですが、申請地が市街化区域内の生産緑地の指定を受けている農地であるため、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく賃貸を行う必要があるため、別紙により事業計画の認定を受けようとするものです。

議長 質疑等がございますか。

委員 生産緑地については、本来貸借ができないとの認識ですが、貸借ができる条件はどのようなものか。

事務局 ご指摘のとおり、従来は貸借できませんでしたが、平成30年4月の都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行に伴い、一定の要件を満たす場合は可能となりました。個人が貸借する場合の要件としては、①防災等の環境面における都市農地の有する機能を発揮する基準に適合していること②周辺地域における農地の農業上の合理的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないこと③耕作すべき農地を効率的に利用することがあります。

議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定については、原案のとおり決定したいと思います。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案11号は、原案のとおり決定します。

議案第12号 農用地利用集積計画（案）について

議長 議案第12号 農用地利用集積計画（案）について審議します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

3月分の農用地利用権設定申出は、一般分が新規18件、81筆、面積63,867㎡、解約分が3件、12筆、7,987㎡のため、令和3年4月1日設定後の利用集積面積は、2,940,719.52㎡となります。

各申出状況は、別紙のとおりであり、いずれの申出とも借受人の経営面積、従事日数等は農業経営基盤促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

議長 ご質疑等がございますか。

議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思います。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第12号は、原案のとおり決定します。

議案第13号 農地利用最適化推進委員の選任について

議長 議案第13号 農地利用最適化推進委員の選任について審議します。本案件については、武藤委員、根本委員、鹿ノ戸推進委員及び栗原推進委員が含まれます。各委員は、坂戸市農業委員会会議規則第10条に規程の基づく議事参与の制限に該当するため退席をお願いします。

(各委員退席)

事務局より説明をお願いします。

事務局 現農地利用最適化推進委員の任期が令和3年3月31日で満了することから、応募があった別紙8名の農地利用最適化推進委員の選任についてお諮りするものです。

なお、各委員の経歴については、25頁以降に掲載させていただきました。

議長 ご質疑等がございますか。

議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

議長 栗原 昇さんを選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、栗原 昇さんを選任することに決定しました。

議長 次に、栗原 一雄さんを選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、栗原 一雄さんを選任することに決定しました。

議長 次に、野口 郁夫さんを選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、野口 郁夫さんを選任することに決定しました。

議長 次に、浅海 五月さんを選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、浅海 五月さんを選任することに決定しました。

議長 次に、鹿ノ戸 健次さんを選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、鹿ノ戸 健次さんを選任することに決定しました。

議長 次に、根本 武男さんを選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、根本 武男さんを選任することに決定しました。

議長 次に、武藤 恭久さんを選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、武藤 恭久さんを選任することに決定しました。

議長 次に、澤田 一成さんを選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、澤田 一成さんを選任することに決定しました。

議案第14号 農業委員会事務局職員の任免について

議長 議案第14号 農業委員会事務局職員の任免について審議します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 4月1日の人事異動に伴い、別紙のとおり3名の事務局職員の解任及び任用が生じたのでご審議をお願いします。

議長 ご質疑はございますか。

議長 ご質疑等が無いようですので、採決を行います。

農業委員会事務局職員の任免については、原案のとおり任免することに決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第14号は、原案のとおり任免することに決定します。

報告第3号 専決処分の報告について

議長 報告第3号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 今月の専決処分は、農地法第3条の届出4件、第5条の農地転用届出5件です。

内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご質問はございますか。

報告第4号 農地法第5条第1項第8号に係る事業計画について

議 長 報告第4号 農地法第5条第1項第8号に係る事業計画について事務局より説明してください。

事務局 携帯電話無線基地局設置に係る事業計画書の提出があったため受理しました。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご質問はございますか。

次第4 その他

議 長 次第4 その他について、事務局より説明してください。

事務局 その他について、資料により説明します。

議 長 その他について、委員さんから何かありますか。
(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事が総て終了したため、令和3年第3回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和3年3月25日

坂戸市農業委員会委員 松永 貴夫

委員 齊藤 貴作

会 長 石 川 猛

署名委員 齊 藤 貴 作

署名委員 松 永 貴 夫